

## 「特定個人情報保護委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(案)」に関する意見募集の結果について

番号	寄せられた御意見等の概要	御意見等に対する考え方
1	本件規則案第1条及び第2条についてですが、国の告示だけでなく、地方公共団体等の告示についても、これを含むこととするべきだと思います。	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律に係る他の法令の規定も参考として、第1条及び第2条を規定しております。
2	いわゆるマイナンバー法は官僚が「ためにする」ものであるうえ、無益かつハイリスクなので、これに係る作業を即刻中止することを強く求める。公僕の自覚を持ち国民一人ひとりの目線で仕事をされたい。	平成25年5月に国会で可決、成立した番号法に従い、特定個人情報保護委員会は、より適切かつ円滑な特定個人情報保護評価の実施の実現を含め、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じていきます。
3	個人情報保護を含めた共通番号制度の安心・安全・円滑な運営を実現させる為には、本制度に関わる人達のモラルの向上が必要である。どんなに強固なシステム的なセキュリティ対策や運営マニュアル・監査等の制度を導入しても、共通番号制度の国民・住民に対する安心・安全・円滑な運営を100%保証する事は困難である。また、本制度に関連して、新たに巧妙な犯罪ビジネスが創出されることも想定される。過去の個人情報関連の事故や犯罪の事例における要因を考察すると、関与した人達のモラルの低下に起因するところが大きく、本制度を全ての国民・住民に受け入れられるものとするには、優れた制度と高度な技術に加えて、本制度に関わる人達のモラルの向上が必要である。上記は本規則の条文に対する意見ではないが、制度設計等において、具体的な改善策等を検討していただきたい。	いただいたご意見も踏まえ、特定個人情報の保護についての広報及び啓発を進めていきたいと考えています。